

## 第16回奨学金の案内【1年生】

希望する場合は教務課奨学金係まで申し出てください。

### ②⑦公益財団法人 本庄国際奨学財団 高校生・高専生対象奨学金 <給付> 全国で15名

応募資格：次の①から④のすべてに該当すること。

- ①国公立全日制高等学校1学年に在籍する生徒。国籍不問。
- ②原則として日本の国公立大学(短大は除く)に進学を希望していること。
- ③1学年の通年成績が5段階評価で評定平均値4.0以上であること。
- ④ 経済状況または本人の生活状況として下記のいずれかに該当すること。
  - (1)主な家計支持者が給与所得者の場合、1年間の収入(税金等控除前の金額)が800万円以下である。(同居する18歳以下のきょうだいおよび学生の収入はのぞく)
  - (2)社会的養護が必要な人。(児童養護施設入所中や里親家庭等)
  - (3)生活保護を受けている世帯

支給額：月額5万円(大学等へ進学しなかった場合でも返済の必要はありません)

支給期間：高校2年生から卒業まで、および大学に進学した場合は大学卒業まで。

応募方法：①申請する生徒が(1)奨学金申請書、(2)身上書、(3)作文を手書きで完成させ、必要書類(推薦書、経済状況を証明する書類)と一緒に期限までに教務課奨学金係まで提出。

②その後、教務課奨学金係が財団にオンラインに入力、アップロードして申請します。

※必要書類：①作文 テーマ「大学または専攻科(高専)で勉強したいこと」または「将来の夢」について400字詰め原稿用紙2枚以内に手書きで書く。

- ②推薦書の記入を依頼する。推薦者は家族等以外で申請者のことをよく知っている方(担任の先生、小中学校の先生、クラブ活動の指導者、恩師等)であること。
- ③経済状況を証明する書類(1~3のいずれか)
  - 1) 生計を同じくする家族で収入のある方全員の課税(非課税)証明書または所得証明書(市町村で発行される令和6年度(令和5年分)のもの)ただし、18歳以下のきょうだいおよび学生の収入はのぞく。
  - 2) 社会的養護を受けている場合、社会的養護の状況がわかるもの。施設在籍証明書、児童(里親)委託証明書、住民票、戸籍謄本など。
  - 3) 生活保護を受けている世帯の場合は、生活保護受給証明書
- ④活動実績を証明する書類(ある方のみ)

学校内外の活動の取組みに対して社会的または客観的に評価を得ていること、語学やコンピューター技術等の資格取得など、小中学校を含めて申請者が達成したことについて証明できるものを教務課奨学金係まで提示してください。係がオンラインにアップロードし、申請します。

[申し出期限] 令和7年1月14日(火)